

広島県告示第四百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十三年五月十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年四月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道三原竹原線	三原市沼田東町七宝八二番一地先から 三原市沼田東町片島二〇七七番一地先まで	平成二十三年四月二十八日